

実務の焦点

法人税関係

交際費課税の改正に関する留意点

1 はじめに

平成18年度税制改正により法人の支出する交際費等の損金不算入制度が改正され、交際費等の範囲から「1人当たり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く。)」が一定の要件の下で除外されることとなった。「社内飲食費」とは、専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費をいう。

改正の目的は、交際費課税の運用の明確化である。交際費等の範囲については課税庁と納税者側とで意見の食い違いが生じるケースしばしば見受けられ、実務面から形式基準を明確にしてほしいとの要望が強かった。

これを受けて平成17年度自民党税制改正大綱で「交際費課税のにおける運用の明確化」が検討事項とされ、平成18年度で上記内容の改正が行われた。自民党税制調査会において、ビジネスランチ程度の常識的な支出については、交際費等の範囲から除外してもよいのではないかの議論があり、金額基準として1人当たり5,000円に決着した。

2 隣接費用との関係

(1) 会議費等との関係

国税庁が5月に発表した「交際費等(飲食費)に関するQ&A」(以下「Q&A」という。)のQ12によれば、支出の内容が会議費であるのか交際費であるの

かを1人当たりの金額で線引きする意図はないことを明らかにしている。会議費には従来から会議に関連して供与されるランチ程度の飲食が含まれているが、明確な金額基準はなかった。

実務では、1人当たり3,000円程度という課税庁の内規(現在は廃止されている。)を意識して、会議費で期中処理した飲食費のうち1人当たりの単価が高額なものを、申告時に別表十五で他科目交際費として加算する傾向にあった。

Q12では会議費として通常要する費用として認められる限りにおいては、1人当たり5,000円超もあり得ることを確認している。

(2) 福利厚生費との関係

交際費等から除外される1人当たり5,000円基準には、社内飲食費が除かれている。理由としては、取引先等との純粋なビジネスランチを認めようとの改正意図から外れるので、除外されたものと考えられる。

社内飲食費については、「従業員におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用」として福利厚生費に該当するかどうかという実質的な判断にゆだねられる。

3 適用要件と別表十五への記載要領

Q&AのQ15によれば、交際費等のうち1人当たり5,000円

以下の飲食費については、別表十五で「交際費等の額から控除される費用の額」に含めて処理することを求めている。ここで控除した1人当たり5,000円以下の飲食費については、一定の書類の保存と一定の記載が要件とされている。一覧性は要求されていないので、個々の領収証、伝票等に一定の記載があれば足りると解される。

記載内容で注意しなければならないことは、人数の水増し、相手方を偽るなどの虚偽記載である。当然に仮装隠ぺいとして重加算税の対象となる。

4 おわりに

「法人企業の実態」(国税庁)によれば、企業の交際費支出額の推移は、平成16年分で営業収入10万円当たり237円となっており、昭和40年の622円、平成元年の406円、平成10年の319円と低下の一途をたどっている。

バブル崩壊とデフレ不況で企業は厳しいコスト管理を迫られ、交際費をはじめとして経費の大幅な圧縮が行われた。近年の景気回復基調に伴い大企業を中心として業績が大幅に改善されており、我が国の国際競争力をさらに高めるためには、交際費等の経費支出がルーズにならないよう、コスト意識の一層の浸透・徹底が不可欠である。

(右山研究グループ)
税理士 根本 東樹